

介護保険施設・事業所の開設を予定されている方へ「重要な」お知らせです！

介護保険施設・事業所の新規指定申請などに 手数料が必要です。

種類	指定(許可) 申請手数料	変更(許可) 申請手数料
①介護老人福祉施設	33,000円	—
②介護老人保健施設 (施設みなしを含む)	64,000円	34,000円
③介護医療院 (施設みなしを含む)	64,000円	34,000円
④介護療養型医療施設 (施設みなしを含む)	33,000円	15,000円
⑤居宅サービス、介護予防サービス (共生型サービス含む)	20,000円	—

☆⑤の指定申請の受付期間は、指定予定日(毎月1日)の前々々月16日～前々月15日までの1ヶ月間です。
(例:4月1日に指定を受けたい場合は、1月16日から2月15日の間に申請を行わなければなりません。)

☆指定申請をしても、審査の結果、指定されない場合がありますが、その場合にも手数料の返還はできません。
また、指定申請を取り下げても、手数料の返還はできません。

☆居宅サービスと介護予防サービスを同時に申請をする場合は、1サービス分の手数料となります。
(ただし、居宅サービスと介護予防サービスが一体的に行われる場合。裏面の注を参照)

☆手数料の納付は、指定申請書提出時に、納付書に県証紙を貼付して行います。

○問い合わせ先

①について

県庁介護高齢課	福祉施設係	027-226-2569
---------	-------	--------------

②、③、④について

県庁介護高齢課	保健・居住施設係	027-226-2566
---------	----------	--------------

⑤について

県庁介護高齢課	居宅サービス係	027-226-2574
渋川保健福祉事務所	総務福祉係	0279-22-4166
伊勢崎保健福祉事務所	総務福祉係	0270-25-5570
富岡保健福祉事務所	総務福祉係	0274-62-1541
吾妻保健福祉事務所	地域支援係	0279-75-3303
利根沼田保健福祉事務所	地域支援係	0278-23-2185
太田保健福祉事務所	地域支援係	0276-31-8241
館林保健福祉事務所	総務福祉係	0276-72-3230



裏面もあります

注 「居宅サービスと介護予防サービスを一体的に実施する」とは、次の①から⑩のいずれかの場合をいう。

- ①訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護を一体的に実施する場合
- ②訪問看護と介護予防訪問看護を一体的に実施する場合
- ③訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションを一体的に実施する場合
- ④居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導を一体的に実施する場合
- ⑤通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを一体的に実施する場合
- ⑥短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を一体的に実施する場合
- ⑦短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護を一体的に実施する場合
- ⑧特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護を一体的に実施する場合
- ⑨福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与を一体的に実施する場合
- ⑩特定福祉用具販売と特定介護予防福祉用具販売を一体的に実施する場合

手数料納付の例

	手数料
例 1 : 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護 ※	20,000円
例 2 : 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護 ※ 訪問看護＋介護予防訪問看護 ※	20,000円 20,000円
	計 40,000円
例 3 : 介護老人福祉施設 短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護 ※	33,000円 20,000円
	計 53,000円
例 4 : 介護老人保健施設 短期入所療養介護＋介護予防短期入所療養介護 通所リハビリ＋介護予防通所リハビリ 訪問リハビリ＋介護予防訪問リハビリ ※	64,000円 (みなし指定) (みなし指定) 20,000円
	計 84,000円
例 5 : 訪問入浴介護	20,000円
例 6 : 介護予防訪問入浴介護	20,000円

※ 居宅サービスと介護予防サービスを一体的に実施することとして同時に指定申請する場合は、介護予防の指定申請手数料は徴収しない。